

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第二編 雇用と失業

第二章 失業

第一節 政府統計による失業者数

労働力調査の数字

よく知られているように、一種の大量観察によつて、日本には失業者および半失業者が約一〇〇〇万人いるといわれている。

失業者数に関する公式の統計調査は、総理府統計局の「労働力調査」であるが、同調査によると、いわゆる「完全失業者」は、一九五二年の年間平均でわずか約四七万人と報告されており、それで、前年に比べ約八万人増である(第53表)。

総理府統計局の定義(一九四九年四月以降採用)によれば、完全失業者とは、「調査期間中(毎月末日に経る一週間)ぜんぜん就業しなかつたもので、休業中のものを除いたもののうち、就業を希望し、かつ就業が可能であつて、求職運動をしているもの」とされている。つまり、一週間なにもしないでたべてゆかれるような「のんびりした失業者」だけが完全失業者ということになる。しかも一方では、調査期間中ぜんぜん就業しなかつたものでも、病気で休業中のものは完全失業者とみなしていない。また、就業を希望していても求職運動をしていないもの(これを「非求職の就業希望者」と呼んでいる)や、長期の病気(とくに結核および職業病)、不具(とくに工場および事業場の災害によるもの)などで就業不能となつたものは、すべて「非労働力人口」であつて、完全失業者ではないのである。さらに、無報酬であっても家族従業者はすべて「就業者」にふくめられており、内職をしている主婦・かつぎ屋・露店商人・街頭の靴みがきなどは「自営業主」として、大会社の社長と同列におかれているが、これらはいずれも停滞的ないし潜在的失業者としてあつかうべきものであろう。

つぎに、労働力調査は、統計的技術についても多くの欠陥がある。とくに、その無作為抽出法は、各方面から批判の対象になっているが、詳しくは本年鑑第25集三三ページを参照のこと。ただ、失業統計として労働力調査を用いる場合、農村のもつ意義が重要であるにもかかわらず、抽出された第一次抽出単位の分布が、きわめてかたよつたものとなっていることを、ここにくりかえし指摘しておこう。すなわち、失業問題といえはすぐ連想され重視されている東北地方から、わずか一郡(福島県東白川郡)が抽出されているにすぎないのは、そのもつとも顕著な例である。

なお、労働力調査の調査世帯については、一九五二年十一月と一二月に変更がおこなわれた。すなわち、それまでは市および郡を第一次抽出単位とし、全国で三六市五九郡であつたが、一九五二年末の変更で、国勢調査の調査区を第一次抽出単位としたため、全国で一九一市二五二郡が調査の単位となった。しかし一方では、各調査区内の調査世帯数を半分にへらし、その結果、世帯の総抽出率はこれまでの一一〇〇分の一から一二四〇分の一となり、全調査世帯数も一万六〇〇〇から一万三〇〇〇に、じつさい調査される一四歳以上の人口は五万一〇〇〇人から四万五〇〇〇人

に減少した。この変更は、一九五二年一月に標本(調査世帯)の二分の一、二月には全標本についておこなわれている

(註) 労働力調査については、総理府統計局「労働力調査解説」を参照のこと。
さて、以上のような欠陥はあるにしても、こころみに労働力調査の数字を用いて、一九五二年における月平均の失業者および半失業者の人数を計算すれば、ほぼつぎのようになる

第一に、前述した「完全失業者」が約四七万人(第53表)。これは、家事いつさいを女中にまかせ(就業可能)、ていさいのよい就職口をさがしている(求職運動)、金持ちのお嬢さんをふくんでいるかも知れないが、一般的には、いちおう失業者とみなしてよいだろう。

第二に、就業時間が週三四時間以下の「短時間就業者」が約八四四万人(第54表)。これは、週三四時間という就業時間だけで区別するところに問題があり、また農林業と非農林業を同一視することもじつさいはできないのであるが、ほかに方法もないので半失業の一指標としてみる(第54表には参考として農林業と非農林業の区別を掲げておいた)。

第三に、就業時間は週三五時間をこえるが、なお追加就業を希望しているもの約三十一万人(第54表)。これは、調査結果がきわめて主観的な要因で左右されやすい性質のものだが、参考にはなる(じつさいはもつと多いと考えられる)。

第四に、休業中のもの約四七万人(第54表)。総理府統計局の定義によれば、休業中とは、平常収入をとまなう仕事に多少でも従事しておりながら、「調査期間中これを休んでいて、その休業期間が調査のときからさかのぼって一か月未満のもの」となっており、もちろん、このなかには失業者あるいは半失業者ではないものもあるだろうが、内容的にはあきらかにされていない。そこで、とりあえず一括して失業者数に加えておく。

第五に、「非求職の就業希望者」約二七万人(第54表)。これは、失業者とみなしてよい。このほか、「非労働力人口」のなかには、前述したように失業者あるいは半失業者とみなすべきものが多くふくまれているであろうが、公表される集計結果表から知ることが困難である。

この五項目にわたる数字を合計すると、一九五二年の失業者および半失業者は約九九六万人、前年にくらべ約七五万人増となる。しかし、これは部分的に(たとえば休業中のものなどについて)やや過大な計算をしたところもあるが、全体としては控えめなやりかたといえよう。とくに、労働力調査でいう「業主」および「家族従業者」には、半失業者が多数ふくまれているはずだが、数字材料の制約もあつて、いつさい考慮にいれてないのである

労働力調査臨時質問の数字

総理府統計局が、一九五二年三月におこなつた「労働力調査臨時質問」の結果によつて、毎月おこなわれている労働力調査の数字を補足してみよう。

すでに述べたように、一九五二年三月における「非求職の就業希望者」は約一八万人、このほか同月の臨時質問であきらかになつた「転業希望者」は約二一六万人、また「追加就業希望者」(就業合計三五時間以上のものをふくむ)は約六八万人で、後二者の重複希望数三〇万人を差引くと、合計約二七二万人が就業したいと希望し、あるいは就業状態の不安定さを解決したいという意識を抱いていることになる(第56表)。これは、前年同月におこなわれた臨時質問の結果にくらべると、約四五万人、二〇%の増加となつている。

また、その約二七二万人のうち、「求職活動」をおこなつているのは約一一一万人で、前年にくらべ約三九万人の増加である(第57表)。しかも、当局も認めているように、「非求職者」のうちには、「求

職者に準ずるようなもの」が多いので、これをふくめると、事実上「求職活動」をおこなっているものは、ほぼ倍にふえると推定されている。

なお、とくに「転業希望者」は前年同月の約一・五倍、転業希望率(就業者数にたいする転業希望者数の比率)は六・一%(前年四・二%)となっており、その増加ぶりが注目される。

就業時間が週三四時間以下の「短時間就業者」は、その八・四%が転業を希望しているのに、週三五時間以上の就業者の場合は五・三%である。これは、前年同月の五・二%対三・八%の差にくらべると、そのひらきがさらに大きくなっている。

職安事業状況報告の数字

労働省職業安定局労働市場課が集計している「公共職業安定所事業状況報告」の数字は、失業者数に関する補助的な資料として扱うことができる。それは、わが国における労働力の調達が大きな部分を縁故にたよっており(さいきん、この傾向はますます強くなっている)、したがって、各公共職業安定所の窓口にあられた求職者数、ならびにそれを通じての就職者数に失業者数の算定の基礎をおくことは、過少評価とならざるをえないからである。

まず、日雇労働者中の不就労者(いわゆるアブレ)延数は、第58表のとおりである。これによると、不就労者延数の最高は一月の約一二三万人、最低は一二月の約五七万人であり、前年の最高(一〇月、約一六八万人)、最低(一二月、約七七万人)とくらべると、全般的に減少している。

また、本質的にはアブレとすこしもちがいのない、「輪番制」で非番となつた日雇労働者の延数は、統計のうえで区別されているので、第59表にその月別推移を掲げる。これも、前年にくらべると、年間月平均はいくぶん減少している

以上にあげた、日雇労働者中の不就労者と、輪番制による非番者が、じつさいのアブレなのである。

つぎに公共職業安定所の窓口を訪れた常用および臨時の新規求職者中、総理府統計局の労働力調査で定義されている「完全失業者」に該当する人数の推移を示したのが第60表である。これによると、年間月平均で、男一二万一六三一人、女六万四二九八人、男女合計一八万五九二九人が、いわゆる「完全失業者」であり、男女とも前年よりやや減少している。

さらに、一般失業保険金受給資格者の公共職業安定所窓口を通じた就職件数は、第61表のとおりであり、男四二七六件、女三四三九件、男女合計七七一五件が、その年間月平均である。これを、公共職業安定所の一般失業保険金受給資格者にたいする紹介件数の年間月平均とくらべると、男四〇・八%、女四四・九%の就職率となっており、一九五一年の男女平均約三五%にくらべると、やや好転しているが、なお半数に満たない。

(註)紹介件数とは、雇用主が公共職業安定所にたいして申込んだ求人口にむけて、しかるべき求職者をえらび、さしむける手続件数である。

失業保険統計の数字

失業者数を知るため失業保険統計の数字を使うには、すくなくとも、つぎの諸点を注意しなければならない。

- (一) 保険掛金納付期間が五か月未満のものは、失業保険法の適用から除外されている。
- (二) 常用労働者四人以下の事業所は、失業保険法の適用から除外されている。
- (三) 国家公務員は、失業保険法の適用から除外されている。

(四) 失業保険法について知らないためや、失業保険金の給付を受けることをいやがるために、

なおまた遠くはなれたところから公共職業安定所に出頭しなければならないため、あるいはその手続きに時間をとられるという理由で登録しないものがある。

(五) 病気などで公共職業安定所に出頭しなければ、「健康で労働できる」条件にないからというわけで、失業の認定を受けられない。

(六) 多くの失業者は、失業保険金の給付期間(六か月)が満了しても、なお就職の機会を見いだすことが困難である。

(七) 就職の経験をもたない失業者(たとえば新規学校卒業者中の失業者)は、失業保険の適用圏外にある。

一九五二年中に、各公共職業安定所でとりあつかった失業保険の状況を、労働省職業安定局で集計している「公共職業安定所失業保険業務月報」についてみれば、第62表および第63表のとおりである。

(註) 離職票受付件数とは、被保険者が公共職業安定所の窓口で離職票を提出した件数で、この場合、失業保険金受給資格の有無にかかわらない。また、一人で二枚以上の離職票を提出したときは、一件とかぞえる。

初回受給者数のうちには、失業保険金の給付を受けているものが就職し、同一失業保険金受給資格期間にふたたび失業して公共職業安定所に出頭した、二度目の失業保険金受給者をふくんでいる。

常用労働者の失業保険における離職票の一九五二年受付件数の年間月平均は、六万四三七六件であり、前年にくらべ一万三四六四件の増加となつている。この傾向は、ほかの常用労働者失業保険給付関係諸指標にも、ほぼ共通している(第62表)。

また、日雇労働者の失業保険給付関係諸指標も、前年にくらべ増加している(第63表)。すなわち、初回受給者数の年間月平均は、九万五七一一人で、一九五一年より一万七九一七人も多い。とくに、日雇労働者の場合は、一九五〇年に失業保険法が適用されるようになって以来、一貫して適用人員が増加していることが注目される。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
